

議員提出議案第 1 号

高槻市議会委員会条例中一部改正について

高槻市議会委員会条例の一部を別紙のように改正するものとする。

令和8年3月23日

高槻市議会議員 吉田章浩
森本信之
きもと ゆう
岩 為 俊
中 村 れい子

高槻市条例第 号

高槻市議会委員会条例の一部を改正する条例

高槻市議会委員会条例（昭和48年高槻市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に後段として次のように加える。

なお、成長戦略本部の所管に属する事務に関する調査並びに議案、請願及び陳情等の審査は、それぞれの常任委員会に付議されたものに限る。

第2条第2項の表総務消防委員会の項中「危機管理室、総合戦略部」を「成長戦略本部、危機管理本部、総合政策部」に改め、同表市民都市委員会の項中「市民生活環境部」を「成長戦略本部、市民共創部」に改め、同表福祉企業委員会の項中「健康福祉部」を「成長戦略本部、健康福祉部」に改め、同表文教にぎわい委員会の項中「街にぎわい部」を「成長戦略本部、歴史にぎわい部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。